

SNS広告等を活用した誹謗中傷等防止啓発キャンペーンの実施

- 長期休暇での啓発動画等の発信 -

SNSによる誹謗中傷等が深刻な社会問題となっていることを踏まえ、**SNS利用のリテラシー向上に向けた啓発動画・ポスターを作成し、SNS広告やデジタルサイネージ等で発信**します。

期間 学生をはじめ多くの人々のSNS利用時間の増加が見込まれるゴールデンウィークや夏休み、冬休みなど**長期休暇に集中的に実施**

媒体 SNS広告 : **X、YouTube、Instagram、Yahoo!**
デジタルサイネージ : **JR三ノ宮駅、神姫バス車内**

<スケジュール>

【第1弾】4/26（土）～5/6（火）

媒体：X

内容：キャンペーンコンセプト『STOP SNS誹謗中傷』のイメージ動画

<訴求したい内容>

- ・自覚のない悪意の投稿への気づきを促すこと
- ・刑事上・民事上の責任を負う可能性があること
- ・被害を受けたときの相談窓口の案内

【第2弾】7～8月

【第3弾】11～12月

媒体：X、YouTube、Instagram、Yahoo!、デジタルサイネージ

内容：リテラシー向上に向けた啓発動画

※ ポスターは5月上旬頃から県立高校や県内大学、県・各市町の公共施設等で掲示

<ポスターイメージ>

その発信、ほんとに発「真」ですか?
だれでもいつでもすぐ発信できる世の中だから、真実を見定めて発「真」しようよ。

ちょっと待って! その投稿、
あったことがない・見ず知らずの人だったら何を言っても大丈夫なの? だれでもいつでもすぐ発信できる世の中だから、真実を見定めて発「真」しようよ。

言えますか? 家族・友達に

STOP SNS誹謗中傷
気づこう! 自覚のない悪意の投稿

『みんな言ってる』は、ただの言い訳
その発信、ほんとに正しいですか? 誤った情報を広めていませんか? みんなが言ってるからという理由なの?

ある日突然、加害者になるかもしれないよ
SNSでの発信が、誤えられる日があるからかもしれない。そのリスク、本当に理解してる?

もし被害を受けてしまったなら
「どう対処すればいいかわからない」、「どこに相談すればいいかわからない」って思ってますか? 「どうせ対処しても無駄」なんて思わないで、

専門職員や弁護士がお悩みをお聞きします。お気軽にご相談ください。
詳細は(公財)兵庫県人権啓発推進センターまで

兵庫県

<X広告のイメージ>

9:15 AM
Home

ひょうご人権のひろば @hhfes2019 4月26日
ちょっと待って!
その投稿、家族・友達に言えますか?
STOP SNS誹謗中傷
STOP SNS誹謗中傷
気づこう! 自覚のない悪意の投稿

Promoted

令和7年度 SNSにおける誹謗中傷等の防止に向けた取組

1 普及啓発キャンペーン

① デジタルサイネージ

駅やバス車内の**デジタルサイネージ**を活用した啓発

② SNS広告

XやYouTubeなどの**SNS広告**やポスター等を活用した幅広い層への啓発

③ プロスポーツとの連携

著名スポーツ選手による啓発メッセージを収録し、各媒体で発信

④ 啓発キャンペーン

ショッピングモール等で**啓発グッズの配布等**を実施

2 被害者救済体制の強化

- ネットの誹謗中傷等に関する相談窓口の**開設日拡充**（現行の週1回（木曜日）開設から、毎月第3日曜日を拡充）

区分	時間		場所	内容
専門相談員	毎週月曜～金曜 9時から17時		県人権啓発協会内 （のじぎく会館）	人権侵害に係る 相談全般、専門相談機関の紹介等
弁護士 ネット上の誹謗中傷等に関する弁護士相談窓口	毎週木曜 15時から17時	毎月第3日曜日 14時から17時		SNS上の誹謗中傷等に係る 情報開示請求方法や訴訟に関する助言等 ※電話又は対面

専 門 相 談

無料

ネット上の 誹謗中傷等

でお悩みの方へ

電話相談窓口：078-891-7877

メール相談

<https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>



【電話受付時間】

	月	火	水	木	金	土	日
職員相談 9～17時	○	○	○	○	○	-	-
弁護士相談 15～17時	-	-	-	○	-	-	※

※毎月 第3日曜日 14～17時

- プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続きのご紹介などを行います。
- 解決を確約するものではありません。
- 裁判等の法的手続き費用は相談者のご負担になります。

令和4年7月に、侮辱罪が厳罰化され、同年11月には発信者情報開示の手続きが簡素化されました。また、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられます。

面談も可（要予約）

場所：県立のじぎく会館



兵庫県（公財）兵庫県人権啓発協会